10 審査請求

特別区税の賦課決定(税額の決定)や滞納処分(差押)について不服のある方は、区長に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する決定に不服のある方は、処分の取消しの訴えを提起することができます。(取消訴訟)

●審査請求は、「審査請求書」を作成して、審査請求の期間(期限)内に提出して下さい。

1 主な処分に対する審査請求の期間(期限)

(地方税法第19条、第19条の4、行政不服審査法第18条)

	審査請求の期間 (期限)
賦課決定	納税通知書または税額通知書を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押にかかる通知を受け取った日(通知がないときは、差押があったことを知った日)の翌日から起算して3か月以内
不動産等の差押	差押があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、また はその公売期日等のいずれか早い日

2 取消訴訟

(地方税法第19条の12、行政事件訴訟法第8条、第14条)

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から 起算して6か月以内に練馬区を被告として提起することができます。

原則として、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、つぎの1から3のいずれかに該当する場合には、裁決を経ずに提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊 急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。